



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	沿岸域利用の秩序形成の発展段階とその背景 : 福井・石川県の遊漁調整問題のケーススタディからの分析
Author(s)	敷田, 麻実; 竹ノ内, 徳人
Citation	漁業経済研究, 46(3), 130-132
Issue Date	2002-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34958
Type	journal article
File Information	1191.pdf



沿岸域利用の秩序形成の発展段階とその背景

—— 福井・石川県の遊漁調整問題のケーススタディからの分析 ——

敷 田 麻 実・竹ノ内 徳 人（金沢工業大学）

1. 研究の目的

海洋性レクリエーションの増加に伴い、多元的沿岸域利用が一般化した現在は、水産業ばかりではなく、多様な利用者が活発に沿岸域空間や資源にアクセスしている。しかし多様な利用者がそれぞれ勝手に沿岸域を利用すれば、限りある沿岸域の環境や資源に対する負荷が高まり、持続的な沿岸域利用は望めない。そのため、沿岸域の環境保全や資源保護を前提とした、水産業単独利用ではない沿岸域の多元的利用に関する新たな秩序の形成が求められていると思われる。

このような秩序は「沿岸域の総合的管理」と呼ばれ、実際に議論され始めているが、法制度が分割管理に適応している日本の沿岸域ではまだまだ実現が難しい。また利害関係者による調整が一般的で全体の秩序形成は議論されることが少ない。例えば、現実の沿岸域では産業的利用（漁業）と非産業的利用（遊漁）の調整すら、二者択一的に「漁業のための資源保護か遊漁も含めた公平な利用か」の選択に言い換えられている。

その原因のひとつは、秩序形成過程が十分に分析されておらず、そこに至る要因や背景が明確になっていないからであろう。そこでこの報告では、石川県と福井県の遊漁調整問題をケーススタディとして、多元的利用と環境や資源の保全を前提とした沿岸域の利用秩序の形成過程について分析することを目的とした。

2. ケーススタディ（経過と問題点の分析）

福井・石川県境に近い福井県三国町沖合 25 km の好漁場、通称「松出し瀬」では 1995 年頃から福井県の漁業者と石川県の遊漁者の利用競合問題が起こっている。ここでは過去の漁業者・遊漁者間の競合を経て、松出し瀬以外の浅海域を遊漁者に解放する代わりに、福井県内の漁業者と遊漁案内業者・遊漁者間で協定（松出し瀬での遊漁全面禁止）が結ばれ、比較的秩序が保たれていた。これは競合の危機を経て、利害関係者による一時的安定が作られた状態である。また小型船舶免許の航行制約から、小型船による松出し瀬での遊漁は事実上制限されている。

しかし石川県の遊漁者（非漁業者）が、石川県から比較的近い距離にある松出し瀬へ進出する頻度が 1995 年頃から増加し、現在では 70 隻ほどが常連となっている。その結果、従来からのルールを遵守し、資源への影響が無視できないと考える福井県側の遊漁者・漁業者（遊漁案内業者を含む）と石川県の遊漁者間で新たな競合が発生した。

これに対して福井県の漁業者が抗議行動に出て石川県船の排除を主張したが、石川県の遊漁者が、海域の自由使用を主張し福井県の協定に従うことを拒んだため、紛争が拡大しまた長引いた。そこで福井・石川県間での話し合いとなり、両県の水産課による介入が行われた。それは広域海面利用協議会の設置へと進展し、話し合いがもたれているが、現在まだ解決の見通しは立っていない。

3. 結 論

福井県の漁業者が松出し瀬をもっぱら利用し管理していた初期状態(「慣習による管理」)は、福井県の遊漁者や遊漁案内業者による瀬の利用が顕著になるに従って、漁業と遊漁利用の間の競合状態を生じさせた。その解決のために、遊漁者を松出し瀬で禁漁にする代わりに、それより浅い海域を開放する協定が結ばれた。このオプションの提示が可能であったこともあり、松出し瀬の利用には一定の秩序(「利害関係者による管理」)が形成された。

しかし石川県からの遊漁者の進出(地域外利用者の出現)と石川県の遊漁船の魚探・GPS・自動操舵などの最新装備(技術革新による利用形態の変化)で、それまで保たれていた均衡が不安定になった。「利害関係者による管理」も「慣習による管理」も、所有権とは異なり排除力には限界があるので、安定した管理の持続には限界があったと思われる。またこのような変化は、沿岸域の利用者・潜在的利用者を取りまく社会経済的状況の変化によって繰り返し、また不定期に起こると予想される(利用状態の変化の不確実性)ので、習慣や利害関係者による管理は持続しにくいと考えられる。

その後、新たな秩序づくりのために広域海面利用協議会の役割が期待されているが、これが利害関係者による管理に終始する限りは、前述した不確実性によって一時期の安定に

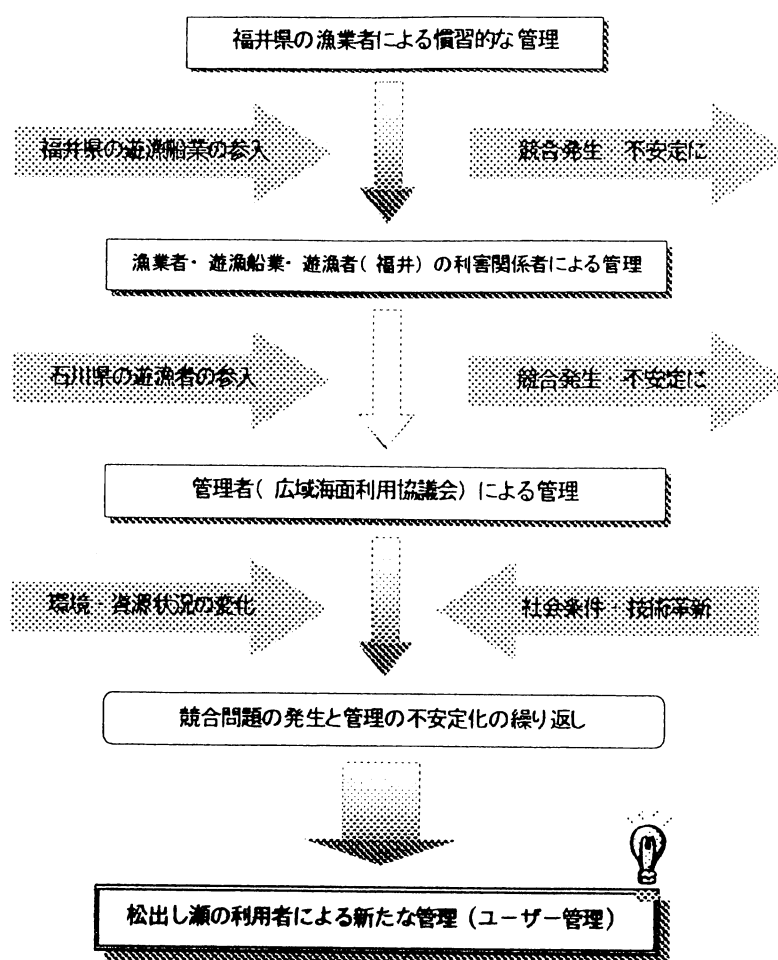


図1 松出し瀬における管理形態と発展段階

しか過ぎないと思われる。そして行政の介入によって進められているこの秩序形成は、管理権限を持った「管理者による管理」とも考えられる。また松出し瀬以外に魅力を感じない石川県遊漁者には、福井県側からのオプションが提示できないので、前述の福井県内関係者同士による秩序形成と同じパターン（「オプションの提示による取引」）は考えにくい。

このように「慣習による管理」→「利害関係者による管理」→「管理者による管理」と変化してきた問題の経過から、福井・石川両県間の遊漁問題の経過は、沿岸域の管理者と管理体制の変化として捉えることができる。しかし現在の広域海面利用協議会による行政の介入が、管理者による管理を超えて沿岸域の利用者同士の自律的な秩序形成につながるかが課題である。その際には、地域外の利用者をどのようにして管理体制に参加させるか、資源の所有に対する意識差をどう乗り越えるかが重要な点である（図1）。

しかしその場合には「漁業のための資源保護か遊漁も含めた公平な利用か」の二者択一でなく、行政も含めた広域的な管理（地域外利用者，潜在的利用者も含めた一般ルール）と地域における管理の二重の構造を持つ管理も想定しなければならないのではないか。